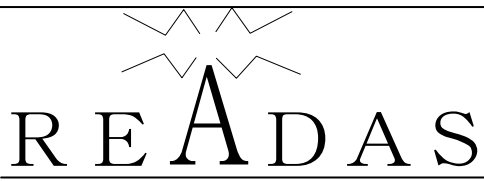


第 4579 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2012年)平成24年 9月28日 金曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## 外国人の帰国旅費費用

**Q**：外国人に休暇帰国費用を支給しようと思います。この費用は、どのように取り扱われますか？

**A**：課税対象にはなりません。

### 【解説】

会社が、外国人に休暇帰国費用を支給する場合において、その費用が、次の要件を満たすときは、所得税の対象にしなくてよいこととなっています。

- ①使用者が、国内において長期間（おおむね2年以上）引き続いて勤務する外国人に対して、就業規則や旅費規程に基づき、おおむね1年以上の期間を経過するごとに休暇のための帰国を認めるものであること。
- ②その外国人が帰国するための旅行に必要な支出（その者と生計を一にする配偶者その他の親族に係る支出を含む）に充てるものとして支給する金品であること。
- ③支給する金品は、国内と本人又は配偶者の国籍もしくは市民権の属する国との往復に要する運賃（航空機等の乗継地においてやむを得ない事情で宿泊した場合の宿泊料を含む）で、その旅行に係る運賃、時間、距離等の事情に照らして最も経済的、かつ合理的と認められる通常の旅行経路及び方法によるものに相当する部分であること。

